

8 議案第8号関係

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第29号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p><u>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるこ</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第29号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>

改正案	現行
<p><u>とに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>として当該児童を委託することができない職員に<u>同条第1号</u>に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる場合以外の場合</u> <u>非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が当該非常勤職員の養育する子の<u>1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「配偶者育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。)</u>当該子が<u>1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として当該児童を委託することができない職員に<u>同条第2項</u>に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。</p>

改正案	現行
<p><u>後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</u></p> <p><u>(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日</u></p> <p><u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合</u></p>	

改正案	現行
<p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について 育児休業をすることが継続的な勤務のた めに特に必要と認められる場合として規 則で定める場合に該当する場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める期間)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書 の条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例 で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項<u>ただし書</u>の条 例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と する。 (1)～(6) 略 (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当す ること。 (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日 とする育児休業をしている非常勤職員が、当 該育児休業に係る子について、当該任期が更 新され、又は当該任期の満了後に特定職に引 き続き採用されることに伴い、当該任期の末 日の翌日又は当該引き続き採用される日を育 児休業の期間の初日とする育児休業をしよう とすること。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定め る職員は、<u>次に掲げる</u>職員とする。 (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の 規定による短時間勤務をしている職員 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外 の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律 第261号）第28条の5第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間 勤務職員」という。）を除く。） ア 特定職に引き続き在職した期間が1年 以上である非常勤職員 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時 間を考慮して規則で定める非常勤職員</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例 で定める期間)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書 の条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書きの条 例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定め る特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(6) 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定め る職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第1 7条の規定による短時間勤務をしている</u>職員 とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p>

改正案	現行
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（<u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)</u>にあつては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条第1項の育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間を承認されている職員（<u>非常勤職員を除く。</u>）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を<u>超えない範囲内</u>で行うものとする。</p> <p><u>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の育児時間を承認されている場合にあっては、当該5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が、部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</p> <p><u>2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p>	<p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法（<u>昭和22年法律第49号</u>）第67条第1項の育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を<u>越えない範囲内</u>で行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が、部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</p>